

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 個人住民税の概要

**Q** 個人に対して住民税が課されますが、所得税と違って前年分に対して課税されるとききましたがこれはどういうことでしょうか？また、どんな収入に対していつ課税されるのでしょうか？

## 解説

個人住民税の特徴として課税時期があり、また課税される収入も、所得割・均等割など複数あることがあげられます。

### 1. 個人住民税の構成

- ①所得割…所得に対して **10%**が課税されます。
- ②均等割…**年 5,000 円**が課税されます。
- ③利子割…金融機関から受け取る預貯金の利子に対して5%が課税されます。
- ④配当割…一定の上場株式等から受け取る配当に対して5%が課税されます。
- ⑤株式等譲渡所得割…一定の上場株式等の譲渡による所得に対して5%が課税されます。

### 2. 課税時期

**その年度の初日の属する年の1月1日が賦課期日とされ、その前年の所得に対して課税されます。**つまり、平成29年分の住民税は平成29年1月1日の住所地で平成28年分の所得に対して課税されます。しかし、平成29年中に死亡した者については、平成28年分の所得に対して所得税は課税されますが、住民税は課税されません。なお、1月1日に死亡した者については、課税しないことが適当と考えられています。

### 3. 納付時期

個人の住民税は以下のように、6月から翌年の5月まで納付します。

| 時期    | サラリーマンの場合                                | 個人事業主の場合  |
|-------|--|---|
| 1月～3月 | 勤務先から住所地の市区町村役場へ <b>給与支払報告書</b> が送付されます。 | <b>確定申告書</b> を税務署に提出し、住民税に関する項目が住所地の市区町村へ送られます。 |
| 4月～5月 | 市区町村から勤務先へ <b>決定通知書・納付書</b> が送付されます。     | 市区町村から個人へ <b>決定通知書・納付書</b> が送られます。              |
| 6月～5月 | 原則、 <b>毎月の給与から天引き</b> されます。              | <b>一括または年4回(6月末、8月末、10月末、翌年1月末)</b> に分けて納付します。  |

## 要するに…

個人住民税の大きな特徴は**前年課税**である点です。年の途中で引っ越しした場合でも、その引っ越し前のその年1月1日の住所地で課税されます。